

鳥獣被害防止対策交付金の予算確保と柔軟な運用を求める意見書（案）

有害鳥獣による農作物の被害額は、継続的な対策により年々減少しているものの、令和 5 年度の本県における被害額は 2 億 4, 9 0 0 万円と高止まりの状態である。特に、ニホンジカについては生息数が増加傾向にあり、最も被害額の大きいイノシシも豚熱の影響が弱まりつつあり、捕獲頭数が急増している。

有害鳥獣による被害は、経済的な損失にとどまらず、農林漁業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄や離農等が進み農山漁村の荒廃を招きかねないなど、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしており、その対策は県内市町村共通の重要課題になっている。

このため、本県では有害鳥獣対策をさらに強力かつ切れ目なく実施していく必要があるが、捕獲活動経費を含む国の対策交付金は、本年のような捕獲頭数の急増といった事態に迅速に対応できる仕組みとはなっていない。事実、今年度本県では捕獲活動経費が一時的に枯渇する事態となった。

さらに、令和 6 年 6 月 2 8 日に公表された財務省の令和 6 年度予算執行調査結果では、有害捕獲活動に対し「被害減少に効果的な取組を実施せず、成果も上げられていない市町村にも交付金が配分される現行制度は不合理であり、予算の縮減を含め、予算措置のあり方を抜本的に見直すべき」との指摘がなされた。

しかし、農林漁業で生活する者からの要請に基づき行う有害捕獲は効果的な取組であり、生産意欲の維持といった面も考慮すれば、被害減少の数字だけで判断することは拙速と考える。

よって、国においては、有害鳥獣の被害防止対策の充実を図るため、次の事項について、十分配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 鳥獣被害防止対策交付金について、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく、捕獲目標頭数に見合った予算を十分に確保すること。
- 2 鳥獣被害防止対策交付金のうち有害捕獲に係る捕獲活動経費について、捕獲した鳥獣の単価の増額、統一など、捕獲者の捕獲意欲が向上する仕組みとするとともに柔軟な予算運用が可能となる基金体制を検討すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄  
(提出者)  
濱口 太史  
長坂 隆司  
岩井 弘次  
小西 政宏  
中西 徹

(意見書提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
環境大臣